- 主 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

事案の概要

第2 事案の概要 本件は、原告が被告補助参加人ジェーアール西日本労働組合(以下「JR西労」という。)及び同JR西日本労働組合近畿地方本部(以下「近畿地本」といい、JR西労と併せて「参加人組合」という。)に所属する組合員への脱退慫慂は不当労働行為に該当するとして発令された救済命令について、原告が、被告に対し、不当労働行為に該当する脱退慫慂の事実はないとして、その取消しを求めた事案である。 1 前提事実(争いのない事実及び各項に記載した証拠等により容易に認められる事実) (1) 原告は旅客鉄道事業等を目的とする株式会社である。 JR西労は、原告の従業員をもって組織された労働組合である西日本旅客鉄道労働組合(以下「西労組」という。)を脱退した組合員によって組織された労働組合であり、近畿地本は、その下部組織である。 aは、原告神戸支社加古川鉄道部に勤務する近畿地本姫路支部加古川鉄道部分会所属の組合員で、平成10年12月、運転士から交番担当(乗務員の勤務操配・勤務指定の補助、指令業務補助、運行表示装置操作の補助、収入金管理別、乗務点呼等の内勤業務を行う。)に担当業務変更となり、平成11年10月当時も交番担当として業務に従事していた。

していた。 b (以下「b科長」という。)は、加古川鉄道部の総務科長兼助役であり、西労組所属の組合員であった。 (2) aは、平成11年10月20日に開催された原告神戸支社主催の「マイオピニオン」明石地区予選(以下「本 件大会」という。)に参加し、自己研鑚に励み、助役を目指して頑張りたいなどと意見を発表した。 b科長は、本件大会終了後、aを昼食に誘い、その席上、平成12年4月から実施の昇進・賃金に係る新人事制度(職務階層を、実務担当層、実務リーダー層、管理監督層に区分し、各層をさらに数個の資格級に区分した上で、昇進 を、上位の職務階層に移る昇職と、同一職務階層内の上位の資格級に移る進級に分けることなどを内容とするもの。以 下「新人事制度」という。)について会話をし、新人事制度下でのaの賃金の試算表を今度渡すことを約束した。当 時、aは、B昇格試験と呼ばれる昇格試験を受験し、その合否発表を控えていた。(甲7、8、乙95、弁論の全趣 旨)

aが新人事制度の暫定昇職試験あるいは進級試験に合格したことを前提とする賃金試算表(以下「 本件試算表」という。)を作成し、平成11年10月26日、交付した。その後、aは、昇格試験に不合格となり、成12年4月1日付けで、交番担当から加古川鉄道部の運転士に担当業務変更となった。(甲7、8、乙31、95 弁論の全趣旨)

) に対し、b 科

た、JR西労青年部によってあっせん販売されているオリジナルネクタイを勤務中に着用しない。これになどとして、支配介入の禁止等を求める救済命令の申立てをした(兵庫県地労委平成12年(不)第2号)。これに対し、兵庫県地労委は、b科長が転勤や担当業務の変更などの不利益を示唆する発言をした等の事実はないと、オリジナルネクタイの不着用を求めたことや本件試算表の交付は、参加人組合からの脱退を慫慂するものではないとて、平成14年10月15日付けで申立てを棄却した。(5)参加人組合は、これを不服として、平成14年11月11日、被告に対し、再審査の申立てをしたところ、後告は、オリジナルネクタイの不着用を求めたことは脱退慫慂に当たらないとしたものの、b科長の平成11年10月0日の言動及び本件試算表の交付に関して、以下のとおり事実認定した。「意見発表終了後、b総務科長はa組合員とを食の席で、b総務科長はa組合ととをう思っているか、問いかけ、これに返担当まであった。国長の席で、b総務科長はa組合と思え言を行い、また、同人に替わる交番となかったa組合員に対し、同人を転勤させようと思え言を行った後、新人事制度の話をする中で、a組合員の賃金を終わてくることができるとの趣旨の発言を行った後、新人事制度の語をする中で、a組合員の「同人に替わるでも持ってくることができるとの趣言の発言を行った後、新人事制度の語言を聞いていたものの、同総務科長のでで、b持つてくることができるとのからでも持つてくることができるとのからでは反論することなくb総務科長の発言を聞いていたものの、同総務科長ので、a組合員は、その席では反論することなくb総務科長の発言を聞いていたものの、同総務科長の発言を聞いていたものの、同総務科長のでは、1年10月)26日、加古川鉄道部本所事務所において、勤務を終えたb総務科長は、泊まり勤務中の

□ 同月(平成11年10月) 26日、加古川鉄道部本所事務所において、勤務を終えたb総務科長は、泊まり勤務中の a組合員に対して、誰にも見せるなと言って、会社のパソコンで打ち出した新人事制度のもとでの賃金試算表を手渡し

ん。」 その上で、被告は、b科長の同月20日の昼食の席における言動及び同月26日に本件試算表を手渡した行為は参加人 組合からの脱退を慫慂するものであるとして、初審命令を変更し、別紙記載の主文Ⅰ項1及び2のとおり、支配介入の 禁止及び同別紙記載の文書の手交を命じる救済命令を平成16年7月7日付けで発令した(以下「本件命令」という。 支配介入の

原告は、同年9月16日、本件命令を不服として、取消しを求めて本訴を提起した。

b科長は - b 科長は、a に対して、参加人組合からの脱退を求める趣旨の発言をしたか。 b 科長の発言及び本件試算表の交付は、 不当労働行為(支配介入)に該当するか。 (原告の主張)

また、aは、運転士の資格を有しており、給与面での待遇が劣る交番担当から運転士へ戻りたいと考えていた。交番担当はどこからでも持ってこれると発言したとしても、それが、aにとって不利益の示唆となることはないから、b科長がそのような発言をするはずはない。

(2) 6科長が本件試算表をaに手渡したのは、本件大会で助役を目指して頑張ると発言していたaが新人事制度に 関心を示したため、交番担当を引き続き行うことを前提としての賃金を、参加人組合にも既に開示されていた新賃金体

系に基づいて試算して、激励の意味を込めて手渡したものにすぎず、何らaに利益を誘導するものではない。

系に基づいて試算して、激励の意味を込めて手渡したものにすぎず、何らaに利益を誘導するものではない。(被告及び参加人組合の主張)(1) b 科長は、aに対し、「組合のことをどう思っている」、「君を転勤させようと思えばできる」、「交番担当はどこからでも持ってこれる」などと発言した。被告の事実認定及び判断に誤りはない。 原告は、aが運転士への担当業務変更を希望していたと主張するが、aは、本件大会での「助役を目指して頑張る」との発表のとおり、交番担当に意欲を有していた上、運転士に担当業務変更となった場合、転勤の可能性があるともの発表のとおり、交番担当に意欲を有していた上、運転士に担当業務変更となった場合、転勤の可能性があると考え、これを懸念していたのであって、転勤をしてまで運転士に戻りたいと考えていたわけではない。また、原告は、人利長に人事に関する決定権限はないと主張するが、同科長は、鉄道部長を補佐又は代理して、加古川鉄道部における人事管理・労務管理上の措置を担っており、実質的にはその人事について影響力を有している。(2) b 科長は、aに対し、参加人組合を脱退しなければ、担当業務の変更等の不利益を行うことを示唆しつつ、その一方で昇職等を前提に賃金の試算を行い、「誰にも見せるな」と断った上で本件試算表を交付し、利益誘導を行った。このようなb お礼長の行為は総務科長としての地位を利用して参加人組合からの脱退を慫慂したものであり、労働組合法7条3号に規定する支配介入に該当する。第3 争点に対する判断 b おお見かるするのであり、分働組合は、およりに対する判断

b科長の10月20日の言動について

1 b科長の10月20日の言動について (1) aは、初審手続における審問において、b科長から、本件大会終了後、昼食に誘われた際、「君を転勤させようと思えばできる」、「交番はどこからでも持ってこれる」と言われたと供述し(乙51、甲7)、再審査手続における審問でも、b科長から、「組合のことはどう思ってる」、「君を転勤させようと思えばいつでもできる。交番担当はどこからでも持ってこれる」などと言われたと供述する(乙95、甲8)。aが平成12年12月20日付けで作成した陳述書にも、同旨の記載がある(乙31)。 これに対して、b科長は、陳述書において、本件大会終了後に食事をした際、「これからも仕事をがんばってほしい。」と激励し、 b科長は、陳述書において、本件大会終了後に食事をした際、「これからも仕事をがんばってほしい。」と激励し、あとは他の発表者の発表内容についての感想などを話した、 aから新人事制度の問いかけがあり、昇進制度が変わるという話はした、「君を転勤させようと思えばできる」、「交番はどこからでも持ってこれる」などと述べる(甲1)。 そこで aの供述等の信用性について検討する.

り、争いがない。)という不自然な行動をとっているのであって、このことは、昼食の際に何らかの出来事があったことを窺わせるといえる。また、証拠(乙27、48、49)及び弁論の全趣旨によれば、aは平成10年12月に運転及び列車車掌の業務を解かれ、交番担当業務の見習いを終えて、平成11年1月から交番担当となったが、加古川鉄道部では、交番担当に表務変更した者は、JR西労を脱退し、西労組に加入する例が続いていたという事実が認められる。b科長は、本件大会当日、助役を目指して頑張るというaの発表を聞き、aが内勤を続け、昇進を目指す決意であることを確認できたことに加え、交番勤務に担当業務が変更された者はJR西労を脱退する例が続いていたという状況を踏まえ、aに対して加入組合からの脱退を慫慂するような発言をし、さらに本件賃金表を手渡す旨告げたという一連の経過は、自然な会話の進行として理解することができる。。以上によると、aの初審手続、再審査手続における供述、上記陳述書の記載は、信用性が高いということができる。(3)これに対し、原告は、b科長には人事に関する権限も影響力もないし、他方、aは交番担当から運転士に張ることを希望していたのだから、b科長が転勤や交番担当の変更をaに対する不利益な話としてするはずはないと主張るし、その他、aがb科長に対して直ちに抗議、反論をしていないことなどaの供述には不自然な点があるとして、b科

その他、 aがb科長に対して直ちに抗議、反論をしていないことなどaの供述には不自然な点があるとして、b科 長は脱退慫慂する発言をしていないと主張する。 そこで、これらの原告の主張を検討する。

そこで、これらの原告の主張を検討する。 原告の職制上、総務科長兼助役であるb科長に、aら加古川鉄道部の職員の人事に関する決定権限はない(争いが ない。)。

はい。)。 しかし、当時、b科長は、加古川鉄道部の助役(鉄道部における助役は、列車区、電車区、運転区、運転所における助役と異なり、指揮命令系統上、最上位に位置づけられていた。)として、同一勤務地内における担当業務指定の権限を有する鉄道部長を補佐又は代理し、その委任を受けた業務を直接指揮する権限を有していた上(乙17、24、98)、職員の希望や家族の状況のほか、その執務態度、知識、技能、適格性等を確認した上、鉄道部長に報告し、同部長の所員は、昇格試験(あり、あり、より、このでするから、b科長が、本事に関し、事実との影響力を有している。よりは明らかである。原生は、関 推認される。

したがって、総務科長が従業員に対して人事上の不利な話を示唆することは、 従業員に対する強い効果を持つことは

したかつく、総務性長か促業員に対して人事上の小利な詰を示唆することは、従業員に対する強い効果を持つことは明らかであり、人事上の話を告げて脱退慫慂をするはずがないとは、到底いえない。イまた、証拠(甲1、7、8、乙31、51、95、97)によれば、交番担当者には乗務員手当の支給がなく、その待遇は賃金面において運転士より劣ること、そのため、新人事制度の実施以前は、交番担当を希望する者は必ずしも多くはなく、a自身、交番担当への担当業務変更を約2年にわたり拒否し、本件当時も、できるのであれば運転士に戻りたいとの思いを抱いていたことは認められる。

しかし、証拠(乙13、14)及び弁論の全趣旨によれば、もともと管理職に準ずる職員の担当業務とされていた交

番担当が、新人事制度の実施後は、より明確に実務リーダー層の係長の担当業務とされたことが認められ、当初、交番担当への業務変更に難色を示していたaが、新人事制度の公表を受けて、交番担当に対する意欲を持ったとしてもる。議はないし(現に、aは、本件大会において「助役を目指して頑張る」と内勤の継続を前提とした発言をしている。)、aは、加古川鉄道部の乗務員の配置状況やJR西労所属の職員3名が加古川鉄道部から姫路鉄道部へ転勤となったこと(甲7、8、乙51、95)から、運転士に戻った場合、他の電車区へ転勤となることを懸念していたのであって、aが、転勤をしても、運転士に戻りたいとまで考えていたとは認められない。したがって、aに対して交番担当の変更を告げることは不利益の示唆というべきであって、b科長が脱退慫慂としてがって、aが、b科長の話を聴いたその場で面と向かってb科長に抗議や反論をできなかったとしても、それだけでは不可な者担当の変更などを告げるはずがない。ウaが、b科長の話を聴いたその場で面と向かってb科長に抗議や反論をできなかったとしても、それだけでは名で、本件発言等に対する抗議を行っているのだから、不自然な点はなく、その他、b科長がaに対して「組合のこと述ら思ってる」、「君を転勤させようと思えばいつでもできる。」、「交番担当はどこからでも持ってこれる」とというaの供述に不自然ところはない。(4) 以上によれば、aの初審手続、再審査手続における供述等は信用することができるというべきである。よって、本件の方認定したとおり、b科長は、10月20日、本件大会終了後、aを昼食に誘い、その席上、「組合」とはどう思ってる」、「君を転勤させようと思えばいつでもできる。」、「交番担当はどこからでも持ってこれる」との趣旨の発言をしたと認められる。

規定する支配介入に該当するというべきであり、本件命令に違法はないから、その取消しを求める原告の請求は理由が ない。 第4 結論

裁判長裁判官 中西茂 裁判官 森冨義明 裁判官 本多幸嗣

(別紙)

記

平成 年 月 日 ジェーアール西日本労働組合

ジェーアール四日本のから中央執行委員長 d殿 ジェーアール西日本労働組合近畿地方本部

e殿

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 f 印

代表取締役社長 † 印 当社加古川鉄道部の総務科長が、ジェーアール西日本労働組合近畿地方本部姫路支部加古川鉄道部分会の組合員に対 し、平成11年10月20日の昼食の席において、交番担当を外すことや転勤させることを示唆した行為及び同月26 日に新たな昇進・賃金制度の下で昇進した場合の賃金試算表を手渡した行為は、中央労働委員会によって、貴組合から

の脱退を慫慂する行為であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。当社は、今後このような行為を繰り返さないようにします。 3 その余の本件救済申立てを棄却する。 Ⅱ その余の本件再審査申立てを棄却する。